

歯科保健医療の現状と課題

平成19年3月

厚生労働省

医療法等の改正の施行について
(歯科医療に特に関係する項目)

- ◎ 患者等への医療に関する情報提供の推進
- ◎ 医療安全の確保のための措置
- ◎ 医師、歯科医師に対する再教育研修

◎ 患者等への医療に関する情報提供の推進

患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援する。

- 都道府県が医療機関等に関する情報を集約し、分かりやすく住民に情報提供し、住民からの相談等に適切に応じる仕組みの制度化
- 広告規制の見直しによる広告できる事項の拡大

◎ 医療安全の確保のための措置

病院等の管理者は、医療の安全を確保するため、

- ・院内感染対策のための体制の確保
 - ・医薬品に係る安全確保のための体制の確保
 - ・医療機器に係る安全確保のための体制の確保
- について、措置を講じなければならない。

◎ 医師、歯科医師に対する再教育研修

行政処分を受けた医師、歯科医師に対して、
倫理研修(倫理の保持に関する研修)
技術研修(知識及び技術に関する研修)を
内容とする研修を行う。

研修の種類として団体研修と個別研修を設ける。